

社会人経験者対象

仁愛女子短期大学

専門実践教育訓練の給付金についてのご案内

平成 26 年 10 月 1 日から、教育訓練給付制度の給付内容が拡充されました。

仁愛女子短期大学では、このたび生活科学学科食物栄養専攻及び幼児教育学科が厚生労働大臣より専門実践教育訓練講座として指定を受け、制度の対象となることとなりました。（平成 27 年 4 月指定）

教育訓練給付制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練（本学においては生活科学学科食物栄養専攻もしくは幼児教育学科）を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

支給される金額

1. 「専門実践教育訓練給付金」

支給額：教育訓練経費として支払った額の40%

（受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用されたまたは雇用されている場合等には20%を追加支給）

支給額の上限 32万円／年

（上記20%の追加支給を受けた場合にあっては48万円／年）

支給期間 原則2年

専門実践教育訓練給付金額（「社会人入試Ⅰ期・Ⅱ期」による場合）

○ 生活科学学科食物栄養専攻

（単位：円）

教育訓練経費	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
入学料	125,000			
授業料	242,000	242,000	242,000	242,000
教育充実費	145,000	145,000	145,000	145,000
実習費	55,000		65,000	
合 計	567,000	387,000	452,000	387,000

支給額	226,800	93,200	180,800	139,200
-----	---------	--------	---------	---------

追加支給額（栄養士資格を取得し、卒業後1年以内に就職に繋がった場合）	320,000
------------------------------------	---------

○ 幼児教育学科

（単位：円）

教育訓練経費	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期
入学料	125,000			
授業料	234,500	234,500	234,500	234,500
教育充実費	135,000	135,000	135,000	135,000
実習費	18,000		28,000	
合 計	512,500	369,500	397,500	369,500

支給額	205,000	115,000	159,000	147,800
-----	---------	---------	---------	---------

追加支給額（保育士資格を取得し、卒業後1年以内に就職に繋がった場合）	333,200
------------------------------------	---------

2. 「教育訓練支援給付金」

訓練受講をさらに支援するため、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格を持ち、45歳未満で失業状態にある方を対象とした「教育訓練支援給付金制度」があります（平成31年3月31日までの暫定措置）。当該教育訓練支援給付金について詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

訓練期間中、雇用保険の基本手当の日額の半額程度を2ヶ月ごとに給付

支給対象となる方

「専門実践教育訓練給付金」は、本学 生活科学学科食物栄養専攻もしくは幼児教育学科に平成 27 年度以降に入学し、2 年間で卒業し、同時に生活科学学科食物栄養専攻においては栄養士資格取得、幼児教育学科においては保育士資格取得を目指す方が対象で、以下の 1 または 2 に該当することが必要です。

1、平成 26 年 10 月 1 日以降に、初めて受給する場合

受講開始日前までに通算して2 年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(10 月 1 日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る訓練の受講開始日から今回の受講開始日前までに、通算して 2 年以上の被保険者期間が必要です。)

2、平成 26 年 10 月 1 日以降に、2 回目以降として受給する場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して 10 年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(10 月 1 日以降に「一般教育訓練」の給付を受けた場合、次に専門実践教育訓練の給付を受給するためには、その受給に係る訓練の受講開始日から今回の受講開始日前までに、通算して 10 年以上の雇用保険の被保険者期間等が必要となりますので、ご注意ください。)

※ 専門実践教育訓練給付を受ける場合には、前回受給から今回受講開始日前までに 10 年以上経過していることが必要です。

給付までの流れ ※ ご本人自身で手続き頂く必要があります

● 受講前（受講開始 1 か月前）まで

受講開始日（本学入学）の 1 か月前 （2 月末）までに①～③の手続きを完了してください。

① 受給資格の有無を確認するため、支給要件照会をする

- 住居所を管轄するハローワーク（以下、「ハローワーク」と表記）で手続き

※ ハローワークへは、「教育訓練給付金支給要件照会票」、免許証等本人を確認できるもの及び印鑑を持参ください。

② キャリア・コンサルティングを受ける - ハローワークにて案内を受ける

③ 受給資格確認申請をする - ハローワークで手続き

※ 手続きを完了された場合は入学後、学生部教務課までお知らせください。

●受講中（6 か月ごと）

受講開始日（本学入学（4月1日））から6か月ごとの期間（支給単位期間）の翌日から起算し、1か月以内にハローワークへ支給申請を行ってください。

●修了後（1か月以内）

専門実践教育訓練を受講修了した際は、受講修了日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間となります。受講中と同様にハローワークへ支給申請してください。また、受講修了後目標としている資格を取得し、かつ1年以内に一般被保険者として雇用された場合に追加支給を受ける際には、雇用された日の翌日から起算して1か月以内に支給申請を行ってください。

お問い合わせ先

○ 仁愛女子短期大学 学生部入試広報課

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1 電話番号：0776-56-1133

○ 住居所を管轄するハローワーク

	管轄区域	電話番号
福井	福井市、坂井市のうち春江町、吉田郡	0776-52-8150(代)
武生	鯖江市、越前市、今立郡、南条郡、丹生郡	0778-22-4078(代)
大野	大野市、勝山市	0779-66-2408(代)
三国	あわら市、坂井市（福井公共職業安定所の管轄区域を除く。）	0776-81-3262(代)
敦賀	敦賀市、三方郡、三方上中郡若狭町のうち倉見、白屋、成願寺、上野、能登野、横渡、井崎、岩屋、田上、東黒田、相田、藤井、南前川、北前川、佐古、田名、向笠、鳥浜、中央、館川、三方、生倉、気山、上瀬、成出、田井、島の内、海山、世久見、塩坂越、遊子、小川、神子、常神	0770-22-4220(代)
小浜	小浜市、大飯郡、三方上中郡（敦賀公職業安定所の管轄区域を除く。）	0770-52-1260(代)